第九十四条の九第一項中「第九十四条の八」を「第九十四条の十四」に、「様式第五十五の五の二」を「様式第五十五の十一の二」に改め、同条第三項中「第九十四条の三各号」を「第九十四条の九各号」に、「様式第五十五の六の二」を「様式第五十五の十二の二」に改め、同条を第九十四条の十五とし、第九十四条の八の二第一項中「様式第五十五の五」を「様式第五十五の十一」に改め、同条第三項中「第九十四条の三各号」を「第九十四条の九各号」に、「様式第五十五の六」を「様式第五十五の十二」に改め、同条を第九十四条の十四とし、第九十四条の八第一項中「第九十四条の九」を「第九十四条の十五」に改め、同条を第九十四条の十四とし、第九十四条の七を第九十四条の十三とし、第九十四条の六を第九十四条の十二とし、第九十四条の五中「様式第五十五の四」を「様式第五十五の十」に改め、同条を第九十四条の十一とし、第九十四条の四中「様式第五十五の三」を「様式第五十五の九」に改め、同条を第九十四条の十とし、第九十四条の三を第九十四条の九とし、第九十四条の二第一項中「様式第五十五の二」を「様式第五十五の八」に改め、同条を第九十四条の八とし、第九十四条の次に次の六条を加える。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等）

第九十四条の二　令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2　前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3　第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当していると認めるときは、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）

第九十四条の三　令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一　危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること

二　先進的な技術を適切に活用していること

三　従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること

四　第三者の専門的な知見を適切に活用していること

五　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転を停止して行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること

六　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること

七　法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）

第九十四条の四　令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一　法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けるごとにその更新を受けなかつたとき　法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二　法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき　法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

2　第九十四条の二及び第九十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る完成検査又は保安検査の施設の追加）

第九十四条の六　特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十四条の二及び第九十四条の三の規定を準用する。ただし、第九十四条の二第二項又は同条第三項に掲げる第九十四条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等）

第九十四条の七　経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

一　法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第九十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

三　不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2　法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

第九十八条の二第一項表第一号中「のイからニまで」を削り、同条第二項中「高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。第百一条及び第百二条において「令」という。）」を「令」に改める。

別表第一第四項第三号中「当該室に講じた措置」を「当該室に講じた措置」に改める。

別表第三第五項第十七号中「第六条第一項第四十二号ヌ」を「第六条第一項第四十二号ヌ」に改める。

様式第三十八中「検査証の交付」を「検査の」に、

前回の保安検査証の交付年月日	

を

前回の保安検査の年月日	
備考	

に、備考を次のとおり改める。